

☆\*\*\*\*\*☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC（○）  
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】 拠出・給付のあり方等について議論を開始  
／社会保障審議会企業年金・個人年金部会（第4回）

☆\*\*\*\*\*☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は、2019年4月22日、社会保障審議会企業年金・個人年金部会（第4回）を開催しました。

今回は、前回までの関係団体に対するヒアリングで示された意見の整理が示された後、DB・DCの拠出時・給付時の仕組みのあり方について議論が行われました。

【議事】

（1）ヒアリング等における主な意見

前回までに行われた関係団体からのヒアリング結果について、以下の項目に分類のうえ、事務局による整理が示されました。

①総論

- ・取り巻く環境の変化（高齢化、公的年金、人材の多様化等）
- ・企業年金の位置付け
- ・企業年金の現状（実施企業の減少傾向等）
- ・公的年金と私的年金のあり方
- ・企業年金と個人年金のあり方

## ② 拠出時・給付時の仕組み

- ・改革の視点
- ・拠出時の仕組み
  - －DBの加入可能年齢、掛金等
  - －DCの加入可能年齢
  - －企業型DCの拠出限度額
  - －個人型DCの拠出限度額
- ・給付時の仕組み
  - －DBの支給開始要件
  - －DCの受給開始可能期間
  - －DCの中途脱退（要件の緩和等）
  - －受給の形態（（終身）年金と一時金）

## ③ 企業年金の普及・拡大

- ・カバー率（カバレッジの低下、企業規模間の格差）
- ・柔軟で弾力的な設計
- ・事務負担の軽減（事務の簡素化、電子化等）
- ・特別法人税

## ④ 個人の自助努力を支援する環境の整備

- ・iDeCo
  - －改革の視点
  - －加入可能年齢
  - －拠出限度額
  - －企業型DCにおけるiDeCoの同時加入（要件・掛金上限の緩和）
  - －事務手続き
- ・マッチング拠出（拠出限度額内でのマッチングの自由化等）
- ・iDeCoプラス（従業員規模による制限の緩和等）
- ・ポータビリティ

## ⑤ 企業年金のガバナンスと資産運用

- ・ガバナンス
- ・資産運用（運用支援の必要性等）
- ・取り崩し方（年金型給付専用商品の採用等）

⑥その他

- ・改革に当たっての留意点（利用者の分かりやすさ等）
- ・退職所得税制
- ・選択型DC
- ・受給権の保護
- ・国民年金基金（加入者範囲の拡大等）

(2) 拠出時・給付時の仕組みについて

DB・DCの拠出時・給付時の仕組みについて、事務局から、以下のような論点による整理が示されました。

- ・企業年金に期待される役割
- ・労使合意に基づく労働条件としての機能と老後の所得保障機能
- ・高齢者世帯の生活費・消費支出
- ・拠出限度額の設定の考え方
- ・加入可能年齢と高齢者雇用
- ・受取開始可能期間
- ・企業年金の中途引出しの考え方
- ・企業年金の受給形態（年金・一時金） 等

これらの事務局からの説明に続いて、委員からは次のような意見が出されました。

【委員からの意見（主なもの）】

ーDCの拠出限度額は、20年以上前に厚生年金基金の上乗せ水準を参考に設定されており、新しいデータに基づき見直すべきではないか。（年金数理人）

ーDCの老後資金としての趣旨は維持すべきだが、中途脱退の要件が厳しい中では、緊急時に引出せる仕組みを検討すべき。（労働組合）

- 一時金としての受給が多く選択されているのは、税制の問題が大きい。また、受取時の税務が複雑で理解が難しいため、厚生労働省がシミュレーター等を提供してはどうか。(社会保険労務士)
- DCの年金受給については、送金手数料等のコストが年金額に対して大きいことも問題。また年金受給開始時の手続が非常に煩雑であることも年金選択を阻害している。(NPO法人)
- 企業年金は、労使合意に基づく労働条件であり、老後の所得保障とは枠組みが異なる。社会保障の要請から規制を強化すると、DBを中心に、企業年金のさらなる減少にもつながりかねない。(経営者団体)
- 企業年金制度が大企業を中心に実施されていることから、企業年金の優遇は経済的格差の拡大にもつながり得る。企業年金の退職金制度としての伝統を守りつつ、いかに公平性を守るかが重要。(大学教授)
- 企業年金の規制を強化するのではなく、活用する方向性で考えたい。政府税制調査会等で、公的年金・私的年金を通じた限度額の枠内で個人が選択する「穴埋め」方式の議論もあるが、公平性と実務のフィージビリティ（実行可能性）の観点から、引き続き議論をお願いしたい。(事務局)

\*当日の資料は、以下の厚生労働省HPに掲載されています。

<[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000204064\\_00008.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000204064_00008.html)>

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～

<<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/report.htm>>

バックナンバーでは、過去の年金NEWS・メルマガに加え、マーケット情報等（Daily市場レポート、臨時市場レポート、第1特約運用状況）をご覧いただくことができます。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティンググループ

年金 NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail [kikinmadoguti@nissay.co.jp](mailto:kikinmadoguti@nissay.co.jp)